

北海道における後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の実施状況

1 概要

被保険者数（H20.4.1現在）

被保険者 616,181人（うち75歳未満 37,743人）

保険料率

被保険者均等割額 43,143円

所得割率 9.63%

一人当たり平均保険料 73,876円（H19.11の保険料決定時）

※ 保険料の算出に用いる保険料率は、道内均一。2年ごとに見直し。

2 被保険者証

広域連合から市町村を通じ、制度周知用パンフレットと一緒に送付

- ・ 時期 平成20年3月中旬 ・ 枚数 616,181枚（被保険者数）
- ・ 再交付等状況（H20.6.12現在）

区分	市町村数	件数	備考
再交付	165	10,395件	破棄、紛失等による再発行
返戻	5	22件	宛先不明等で、市町村へ返戻されたもの
居所不明	24	155件	居所不明で届けることが困難なもの

(1) 再交付した主な事例

- ・ 被保険者証と気づかず、開封せずに捨ててしまった。
- ・ ダイレクトメールと勘違いし、開封せずに捨ててしまった。
- ・ 郵送されたと思うが、開封せずそのままにしておき、紛失した。
- ・ 病院へ行き、窓口で被保険者証について聞かれたが、郵送されたかどうか判らなかった。

(2) 返戻された主な事例

- ・ 宛先人不明の（転居届けが出ていない）ため返戻。
- ・ 本人不在で、郵便局が不在票を入れたが、本人から連絡がないため返戻。

(3) 居所不明の事例

- ・ 現地調査の結果、届け出されている住所地に住んでおらず、転居先が不明で事実上、届けることが、困難となっている。

3 相談件数

区分	市町村	広域連合	道	合計	備考
制度	16,362	2,138	13	18,513	4/11～4/28の 集計 (市町村は4/18ま で)
保険料	22,187	2,469	20	24,676	
広報	1,335	93	8	1,436	
その他	2,680	494	17	3,191	
計	42,564	5,194	58	47,816	
4/1～4/10までの集計で、項目別に区分されていない件数				19,175	
合計				66,991	

〈相談内容の主なもの〉

- ① 制度
 - ・ 制度が複雑でわかりにくい。
 - ・ 仮徴収額決定通知書が届いたが、内容が理解できない。
- ② 保険料
 - ・ 年金問題が解決していない中で、勝手に年金から天引きされることに納得いかない。

- ・年金からの天引きに同意できない。今までどおり、納付書で保険料を納められないか。
- ・なぜ年金から天引きにならないのか（普通徴収対象者）
- ・通知がこないのので、保険料がわからない。

③ 広報

- ・周知不足。
- ・説明会に行けない人全員に対して、町が説明に来るような親切さがあるべき。

④ その他

- ・今後の生活不安への訴え
- ・ねんきん特別便の内容、書き方がわからない
- ・医療機関から、保険証番号等の問い合わせ
- ・医療が制限されるのではないかの不安

4 保険料（仮賦課決定）の算定誤り（平成20年6月12日現在）

道内180市町村のうち16市町において、保険料の算定誤り等が発生した。

〔過小算定〕

区 分	件数(件)	金 額 (円)	適 要
室 蘭 市	27	116,600	一時所得及び譲渡所得の入力誤りにより保険料を過小算定した。
小 樽 市	23	71,400	
登 別 市	1	4,300	
歌 志 内 市	4	17,900	
斜 里 町	7	141,700	
清 里 町	2	18,000	
清 水 町	4	44,400	
芽 室 町	4	38,700	
計	72	453,000	

〔過大算定〕

区 分	件数(件)	金 額 (円)	摘 要
伊 達 市	15	50,000	一時所得及び総合長期譲渡所得の入力誤りにより保険料を過大算定した。
登 別 市	18	41,400	
佐 呂 間 町	18	85,900	
計	51	177,300	

〔誤徴収〕被用者保険の被扶養者

区 分	件数(件)	金 額 (円)	摘 要
恵 庭 市	142	819,800	被用者保険の被扶養者を特別徴収の対象者リストから除外していなかったため、年金から天引きしたもの
稚 内 市	19	126,900	
新ひだか町	95	686,800	
陸 別 町	6	42,000	
計	262	1,675,500	

※ 被扶養者は、平成20年4月～平成20年9月まで保険料が凍結されている。

〔誤徴収〕生活保護の被保護者

区 分	件数(件)	金 額 (円)	摘 要
北 見 市	2	4,200	生活保護の被保護者となった際に後期高齢者医療制度の対象者リストから除外していなかったため年金から天引きしたもの
白 糠 町	6	12,600	
新ひだか町	55	120,100	
計	63	136,900	

※ 被保護者は対象外。

5 制度の周知

(1) これまでの広報

	国	広域連合	市町村	道
～12月	・広報リーフレットの配布 ・テレビ広報	・ポスターの配布 ・テレビCM放送 ・新聞広告	・市町村広報誌による広報	「広報誌ほっかいどう」 「みなさんの赤れんが」 による広報
1月	・テレビ広報	・住民説明会	・住民説明会	
2月	・テレビ広報	・住民説明会	・住民説明会	
3月	・政府広報	・被保険者へのリーフレット配布 ・新聞広告	・住民説明会 ・保険証送付時のリーフレット配布	

(2) これまでの照会内容から今後追加して周知すべき情報

- ・ 被用者保険（国保以外の保険）加入者の被扶養者が徴収される保険料の額と徴収時期
- ・ 普通徴収の対象者に対する保険料通知の時期
- ・ 夫婦世帯で、一方が後期高齢者医療の被保険者、もう一方が国保へ加入した際の保険料
- ・ 被用者保険の加入者が、後期高齢者医療に加入した場合の被扶養者の国保加入手続き

6 通知書発送等のスケジュール

平成20年6月～7月（平成19年所得の確定後）

- ・ 普通徴収及び特別徴収該当者に対する保険料額決定通知書の発送

※ 6月 1日から通知書送付～小樽、苫小牧など

6月16日から通知書送付～札幌、室蘭、釧路、北見など

そのほか、多くの市町村は7月1日から、被保険者へ通知書を送付する。

7 被用者保険の被扶養者に関する保険料の軽減について

健保組合など被用者保険の被扶養者であった方は、特例として平成20年9月までは全額、平成21年3月まで9割の保険料が軽減となるが、「被扶養者」の情報提供の遅れや、提供されたデータの誤りがあることから、軽減対象であることが確定できず、一部の被保険者の方に軽減となっていない保険料を通知するケースが想定される。

4月1日現在の被保険者数	616,181人
被扶養者数（推計値）	75,921人（予算上の推計）
支払基金からのデータ数	65,151人
推計値とデータ数の差	10,770人

※ 6/10マスコミ発表、6/14全道4大紙（道新・朝日・読売・毎日）全5段公告

8 今後の対応

(1) 保険料算定誤り等への対応

今回の誤りを踏まえ、事前点検により再発防止を図るよう呼びかける。

(2) 被用者保険の被扶養者に対する保険料軽減の決定遅れへの対応

広域連合及び各市町村においても、手作業で軽減が確認できた通知書を訂正することや、広報の強化などに努めるほか、被用者保険の被扶養者であった被保険者の方には、保険料が被扶養者に応じたものとなっていない場合、市町村などへ申し出いただくことを呼びかける。

(3) 制度の周知

これまでと同様に、国、道、市町村と広域連合が連携し、制度等の周知に努める。

- ①被保険者へ直接アプローチするため住民説明会を引き続き開催するよう要請。
- ②地域住民に最も近い存在として、各地域で精力的に活動を行っている北海道民生・児童委員連盟や北海道老人クラブ連合会、北海道社会福祉協議会に協力を依頼。